

旧警戒区域（富岡町）から避難した家族4名の避難慰謝料について、高齢者につき要支援1から要介護4への状態の悪化、避難中の負傷や肺炎等のり患、病院や施設の多数回の移動等を考慮して月10割、他の高齢者につき要支援2から要介護1への状態の悪化等を考慮して月6割、両名を介護した息子夫婦につきそれぞれ月8割の増額が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下、申立人ら4名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1. 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

損害項目 ア 精神的損害

①X1分について	3,060,000円
②X2分について	3,060,000円
③X3分について	2,720,000円
④X4分について	3,400,000円
イ 弁護士費用	367,200円

期 間 自 平成23年3月11日

至 平成24年7月31日

2. 和解金額

被申立人は、前項の損害項目に対する和解金として、申立人らに対し、前項の合計金12,607,200円の支払義務があることを認める。

3. 支払方法

（省略）

4. 清算

申立人らと被申立人は、第1項イ記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5. 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償

紛争解決センターに交付する。

平成25年5月14日

(仲介委員 山本隆幸)